平成２１年（フ）第１３２５号
東京都東村山市栄町１丁目12番地16第２根本荘１Ｃ
債務者　神山美保子（旧姓辻野）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３８４号
東京都昭島市東町３丁目４番６号
債務者　戸塚　和男
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１９５号
沖縄県沖縄市松本２丁目23番15号、住民票上の住所沖縄県うるま市字赤道351番地２
債務者　金城　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２３１号
山口県周南市福川中市町13―６、住民票上の住所山口県周南市長田町17番１号
債務者　中村　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第６２７号
青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢266番地１
債務者　須藤　和子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１１号
東京都町田市南大谷１番地社住宅ロ1217
債務者　村井　英夫
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４４１号
東京都東大和市奈良橋５丁目790番地の１サンパレス多摩Ａ306
債務者　野崎　久美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２２３８２号
東京都小金井市梶野町２丁目15―20
債務者　鈴川絵玲奈こと　スズカワ　マリア　エレナ　ヴィディッズ
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１１号
静岡県牧之原市静波1163番地
債務者　山本　ふみ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５３号
静岡県焼津市五ケ堀之内752番地　ぱーくたうんルナⅡ303、旧住所静岡県焼津市五ケ堀之内355番地の１
債務者　大橋　寿乃
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５８号
静岡市葵区新伝馬３丁目17番７号　クレール新伝馬201号、旧住所静岡市葵区与一３丁目１番23号
債務者　海野由記子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８７１号
静岡市清水区北脇579番地の19　アオキアパート、旧住所静岡市清水区千歳町７番３―201号
債務者　エミリオ　ススムこと　エミリオ　ネルデル　ススム　トキヤ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８８号
静岡市清水区村松原３丁目12番１号　ラ・フランス103
債務者　遠藤　雅子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０１号
静岡市葵区若松町82番地　サンシティゆう105号
債務者　小林　　悟
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４１２号
東京都西東京市ひばりが丘２丁目２番２―507号
債務者　名嘉　昌子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部